地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による随意契約の締結について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を締結しましたので、下記のとおり公表します。

令和5年2月17日

経営管理部長

記

物品又は役務の名称及び数量	
(1) 名称	(1) 山口県産業技術センター斜面等除草業務
(2) 物品調達又は業務内容	(2) 山口県産業技術センター敷地内斜面等における雑草等の除
	草、側溝の清掃、除草・清掃くずの処分、くずの枯死化処理
(3)物品調達時期又は履行期間	(3)令和5年2月頃~令和5年3月頃
契約を締結した日	令和5年2月13日
契約の相手方の名称及び主たる事 務所の所在地	主たる事務所:山口市大手町9-6 法 人 名 称:特定非営利活動法人 山口県社会就労事業振興センター
契約金額	1, 571, 900円
契約の相手方を決定した理由	見積書を提出させる者の選定に係る基準に該当し、提出された 見積金額が予定価格の制限の範囲内で適正な価格であったため。
問い合わせ先	住所: 宇部市あすとぴあ四丁目1番1号 所属: 地方独立行政法人山口県産業技術センター 総務・人事グループ 連絡先: 0836-53-5050